

いじめ重大事態調査報告書を受けた再発防止策の概要

【教育委員会の対応】

1 未然防止

(1) 「いじめ」についての共通理解

- ア 校長会、副校長会におけるいじめ研修
- イ 年次研修、職層研修等でのいじめ対応研修
- ウ いじめ問題対策委員会が作成する「豊島区いじめ対応フローチャート」
- エ 「学校いじめ防止基本方針」の見直しの指導

(2) いじめを生まない環境づくり

- ア 学校からの相談に対する早期支援
- イ 地域、関係機関とのつながりのフロー図の活用
- ウ スクールロイヤー等による「いじめ防止授業」
- エ 区心理検査の結果分析を踏まえた、学校対応の指導
- オ 魅力ある授業づくりや一人一人の子供たちを大切にしている指導への支援

2 早期発見・早期対応

(1) 確実な受け止め

- ア 学校へ指導主事を派遣する支援
- イ 関係機関やスクールロイヤーと連携した外部からの支援

(2) 素早い対応

- ア 個々の状況にあった対応の助言・支援
- イ 教育委員会内の組織的対応
- ウ 確実な記録、教育委員会・区長への報告

【学校の対応】

1 未然防止

(1) 「いじめ」についての共通理解

- ア 「学校いじめ防止基本方針」、「いじめ総合対策」の徹底
- イ 「学校いじめ対策委員会」の確実な開催
- ウ 年3回の校内いじめ対策研修の確実な実施

(2) いじめを生まない環境づくり

- ア 子供同士が互いの良さを認め合える授業
- イ 道徳教育および体験活動等
- ウ いじめ防止に向けた子供の主体的な取組
- エ 子供と保護者が、教職員誰にでも相談しやすい環境の構築
- オ 担任が一人で抱え込まないコミュニケーション、風通しのよい職場の構築

2 早期発見・早期対応

(1) 確実な受け止め

- ア 子供への日常的な声掛け、子供の状況把握
- イ 子供や保護者の声を確実に受け止める体制の構築
- ウ 校長がリーダーシップを発揮し、対応方針を決定

(2) 素早い対応

- ア 被害児童・生徒の安全確保、児童・生徒やその保護者のケア
- イ 「学校いじめ対策委員会」を核にした組織的な対応、対応方針の決定
- ウ 全ての対応の確実な記録、管理職への適時の報告
- エ 双方の保護者への対応方針及び対応経過の確実な説明
- オ 加害児童・生徒の組織的・計画的な指導の徹底

3 重大事態への対処

- ア 被害児童生徒の安全確保
- イ 被害児童生徒、その保護者のケア
- ウ 加害児童生徒への組織的・継続的な指導
- エ 加害児童生徒、その保護者の支援
- オ 双方の保護者への対応方針及び対応経過の確実な説明